

一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区入谷9丁目30-10

氏名 日本衛生 株式会社

代表取締役 澤谷 義一

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項、第7条の2第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年8月1日

足立区長 近藤 弥生

記



- | | | |
|---|------------------------|-------------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ、医療廃棄物 |
| 2 | 処分(最終処分を除く。)最終処分の区別 | 処分(最終処分を除く。) |
| 3 | 処分の方法 | 焼却 |
| 4 | 処理施設等の種類、数量、設置場所及び処理能力 | 焼却施設 11.4t/日 足立区入谷九丁目30番10号 |
| 5 | 処分先 | 区長の指定する処理施設 |
| 6 | 許可期間 | 平成23年8月1日 から
平成25年7月31日 まで |
| 7 | 許可の条件 | |

作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

二 ①不燃・焼却不適ごみの分別を徹底し、大気汚染防止に努めること。

②脱臭装置は随時及び定期に点検し、整備を実施し、その性能の維持を図り悪臭の発散防止に努めること。

三 受け入れる廃棄物は、東京23区内で生じる一般廃棄物に限ること。

四 医療廃棄物は、汚染物、血液等が付着した紙くず、繊維くずに限ること。

1 この決定に不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により足立区長に対して異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この許可証を受け取った日(前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法の規定により足立区を被告として(足立区を代表する者は足立区長になります。)、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。